10　第四項から第八項までの規定は、前項の規定により市町村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	前項に	第九項に
	平成二十八年五月二日	平成二十九年五月一日
第四項第二号	前項	第九項
第五項	第三項	第九項
	附則第十二条第四項	附則第十二条第十項において準用する同条第四項
	附則第五十二条第二項	附則第五十二条第九項において準用する同条第二項
第六項	平成二十八年九月三十日	平成二十九年十月二日
第七項の表以外の部分	第三項	第九項
	同項	同項及び第四項
	附則第二十条第四項	附則第二十条第十項において準用する同条第四項
第七項の表第四百七十五条第一項の項及び第四百七十五条第二項の項	附則第二十条第四項	附則第二十条第十項において準用する同条第四項
第七項の表第四百七十五条の二及び第四百七十八条第四項の項	附則第二十条第四項	附則第二十条第十項において準用する同条第四項
第七項の表第四百八十条	附則第二十条第四項	附則第二十条第十項において準用する同条第四項
第七項の表第四百八十一条第一項の項	平成二十八年九月三十日	平成二十九年十月二日
第七項の表第四百八十一条第二項及び第四百八十一条第一項、各号列記以外の部分の項、第四百八十一条第一項第一号の項、第四百八十二条第一項第二号の項、第四百八十二条第一項第三号の項及び第四百八十二条第三項の項	第三項	第九項
第八項	附則第二十条第六項	附則第二十条第十項において準用する同条第六項

11　平成三十年四月一日前に二十八年新法第四百六十五条第一項に規定する売渡し若しくは同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ三級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ税を課する。この場合における市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市町村たばこ税の税率は、千本につき六百四十五円とする。

12　第四項から第八項までの規定により市町村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	前項に	第十一項に
	平成二十八年五月二日	平成三十年五月一日
第四項第二号	前項	第十一項
第五項	第三項	第十一項
	附則第十二条第四項	附則第十二条第十二項において準用する同条第四項
	附則第五十二条第二項	附則第五十二条第十一項において準用する同条第二項
第六項	平成二十八年九月三十日	平成三十年十月一日
第七項の表以外の部分	第三項	第十一項
	同項	同項及び第四項
	附則第二十条第四項	附則第二十条第十二項において準用する同条第四項
第七項の表第四百七十五条第一項の項及び第四百七十五条第二項の項	附則第二十条第四項	附則第二十条第十二項において準用する同条第四項
第七項の表第四百七十五条の二及び第四百七十八条第四項の項	附則第二十条第四項	附則第二十条第十二項において準用する同条第四項
第七項の表第四百八十条	附則第二十条第四項	附則第二十条第十二項において準用する同条第四項
第七項の表第四百八十一条第一項の項	平成二十八年五月二日	平成三十年五月一日
第七項の表第四百八十一条第二項及び第四百八十一条第一項、各号列記以外の部分の項、第四百八十一条第一項第一号の項、第四百八十二条第一項第二号の項、第四百八十二条第一項第三号の項及び第四百八十二条第三項の項	第三項	第十一項
第八項	附則第二十条第六項	附則第二十条第十二項において準用する同条第六項